

指定通所介護事業
いつつ星会デイサービスセンターおからぎ運営規程
(令和 7年 6月 1日改定)

指定通所介護事業
いつつ星会デイサービスセンターおからぎ
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いつつ星会が運営する指定通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 いつつ星会 デイサービスセンター おからぎ
- 2 所在地 岩手県二戸市堀野字大川原毛 89-6

(従業者の職種、員数)

第4条 事業に従事する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

(1)

職種	配置人数	人員基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	4名以上	4名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員（専従）	1名以上	1名
6. 運転パート職員	1名以上	なし

2 員数は、介護保険法に基づく人員に関する基準を下回らない人数とする。

3 指定通所介護事業及び第1号通所事業・通所型サービスの職員は兼務とする。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、センターの管理及び業務を統括する。
- (2) 生活相談員は、利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者接遇に関することに従事すると共に、運動器機能向上等に係るプロセスを関係職員と共同して行う。

- (3) 看護職員は、利用者の看護及び保健衛生の業務に従事するとともに、運動器機能向上に係るプロセスを関係する職員と共同し行う。
- (4) 機能訓練指導員は、利用者の生活を営むのに必要な機能の訓練及び機能低下の予防に必要な指導に従事すると共に職員と共同し運動器機能向上に係る個別の計画の作成、これに基づくサービスの実施定期的評価と計画の見直し等をおこなう。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活介護及び援助の業務に従事するとともに、運動器機能向上等に係るプロセスを他職員と共同し行う。
- (6) 理学療法士は、機能訓練指導員と同様。
- (7) 調理員は、利用者の食事の提供に関することを他職員と共同し行う。
- (8) 運転手は、送迎車の運転業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日～土曜日
- (2) 営 業 時 間 8時30分～17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 8時50分～16時00分
(通所介護・第1号事業・通所型サービス)
- (4) 休 業 日 日曜日、12月31日～1月3日

(利用者定員)

第7条 センター利用者の定員は**30名**とする。

(利用契約)

第8条 指定通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して面談の上、通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族に同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料金等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用は各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 指定通所介護にかかる食費（おやつを含む）については、次の額を徴収する。
 - (1) 食事代（おやつを含む）650円／日
 - (2) その他、追加として希望による特別な食事は実費
- 3 指定通所介護にかかるオムツ代については、実費を徴収する。
- 4 その他行事、レクリエーション、個々の手工芸にかかる諸費用については、別途徴収するものとする。

(事業の内容)

第10条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護サービス計画に沿った内容とし、共通サービスとして、日常生活上の支援、個別機能訓練、アクティビティサービスを行うものとする。
- (2) 生活相談員による生活相談利用者の身体的精神的状態や生活状況に応じた介護
- (3) 利用者の一般的な健康面のチェック及び服薬状況、健康管理
- (4) 身体機能に適した送迎及び入浴
- (5) 食事等の提供

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は二戸市とする。

2 通常の事業の実施地域外は、実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 500円

(2) 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 1,000円

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 衛生管理の徹底に努め、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料に供する水については衛生的管理を行なう。

2 利用者の見やすい場所に運営規程の概要、職員勤務体制等の掲示を行なう。

3 利用者又はその家族の個人情報の保持に努める。

4 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、利用者からの同意をあらかじめ文書にて得ておく。

5 利用者は施設内の備品等の取扱いについては、職員の指示に従い使用するものとする。

6 利用者は、個人の判断で機能訓練の器具を使用してはならない。

7 運動器の機能向上、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすると共に安全管理体制の確保に努める事とする。

(地域との連携)

第13条 事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り地域との交流を行なう。

(緊急時における対処方法)

第14条 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡を行なう等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器そのほかの設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において、感染症の発生またはその蔓延を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の背日を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める事とする。

(秘密保持等)

第19条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 事業所は、この事業を行うために、介護記録、利用決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19年 1月 1日から施行する。

平成	19年	9月	1日改定
平成	20年	1月	1日改定
平成	20年	4月	1日改定
平成	21年	4月	1日改定
平成	23年	4月	1日改定
平成	24年	4月	1日改定
平成	24年	5月	1日改定
平成	24年	6月	1日改定
平成	24年	10月	1日改定
平成	24年	11月	1日改定
平成	25年	1月	1日改定
平成	26年	5月	1日改定
平成	26年	12月	1日改定
平成	27年	4月	1日改定

平成	27年	6月	1日改定	
平成	27年	8月	1日改定	
平成	28年	4月	1日改定	
平成	28年	11月	1日改定	
平成	29年	4月	1日改定	
平成	30年	2月	1日改定	
平成	30年	4月	1日改定	
平成	30年	7月	1日改定	
令和	2年	4月	1日改定	
令和	2年	12月	14日改定	
令和	3年	4月	1日改定	
令和	3年	12月	1日改定	
令和	6年	4月	1日改定	第16条～第18条の追加 第16条 → 第19条 第17条 → 第20条 第18条 → 第21条
令和	6年	12月	1日改定	冬営業時間の変更 9:20～15:30→8:50～16:00
令和	7年	4月	1日改定	
第4条	4.	看護職員(機能訓練指導員と兼務)	→	4. 看護職員 5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務) → 5. 機能訓練指導員(専任) 6. 理学療法士(機能訓練指導員と兼務) → 削除 7. 運転パート職員 2名以上 → 6. 運転パート職員 1名以上
第6条	(3)	サービス提供時間	8時50分～16時00分	(通所介護・第1号事業・通所型サービス)
第7条	定員	30名	→	25名
令和	7年	6月	1日改定	
第7条	定員	25名	→	30名